ヤングケアラーとは

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のことです。



【市の相談窓口はこちら】

相談内容	担当窓口	電話番号
子ども・家庭に関すること	藤井寺市こども家庭センター〔子育て支援課〕（2階㉔番窓口）	☎939・1162
学校生活に関すること	学校教育課（6階㊹番窓口）	☎939・1402
生活困窮に関すること	生活支援課（1階⑦番窓口）	☎939・1107
障害福祉サービスに関すること	福祉総務課（1階⑥番窓口）〔福祉の総合相談窓口〕	☎939・1106
高齢者の介護に関すること	高齢介護課（1階③番窓口）	☎939・1169

啓発動画（こども家庭庁）

「みんなで考えよう！ ヤングケアラーと、こどもの権利」

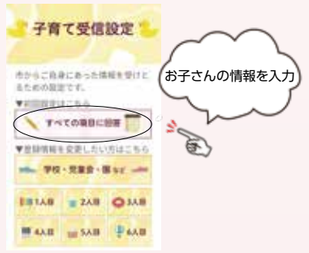
ヤングケアラー特設サイト（こども家庭庁）

「ヤングケアラーのこと、みんなと一緒に考えたい」

子育て情報をキャッチ！

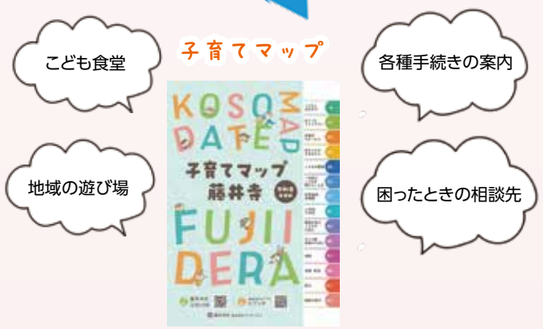
市 LINE 公式アカウント『こども・子育てメニュー』では、子育てに役立つ情報をスマホからいつでも簡単に探すことができます。また、お子さんの月齢や年齢に合わせた情報を受け取ることができる『セグメント配信』も実施しています。ぜひご登録ください。

市公式LINE▲



市 LINE 公式アカウント『こども・子育てメニュー』内の『子育てマップ』をタップすると電子書籍版の子育てマップをいつでも気軽にご覧いただけます。





PIAZZA（ピアッザ）とは

PIAZZA（ピアッザ）はあなたの街の暮らしをもっと楽しくする地域密着アプリです。

【おしえて機能】 ご近所さんに気軽に匿名で質問できる。



【イベント機能】 地域のイベントやお出かけ情報が手軽に見つかり投稿もできる。



【譲り合い機能】 不用品などをご近所でシェアできる。



【防犯&行政情報の確認】



【「つどいのひろば」や子ども向けのイベント情報】



詳しくはこちら▲



秋のこどもまんなか月間

こどもまんなか ふじいでら

問合先 藤井寺市こども家庭センター/子育て支援課こども政策担当（2階㉔番窓口） ☎939・1162

11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間です。



児童虐待を知ってください

児童虐待とは

身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクトの4種類があります。保護者の思いがどうであれ『子どもの心身を傷つけ、子どもの健全な成長・発達の妨げになる行い』はすべて虐待です。



あなたのしていることが『児童虐待』かもしれないと感じたら

しつけで体罰や暴言をつかっていませんか？つらいこと、困っていることは何ですか？あなたの気持ちを話してみてください。一人で悩まないで、一緒に考えましょう。

あなたが『児童虐待』を見つけたり、知ったりしたときは

虐待かな？と思われる子どもが居たら、「もしかして…」でも連絡をしてください。あなたの行動が、虐待を未然に防ぎ、こどもを守ることにつながります。

体罰は許されないこととして法律でも禁止されています。

叩いたり、どなったりすることは、こどもに深刻な影響をおよぼします。

各相談先

●児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189「いちはやく」24時間・365日 お近くの児童相談所につながります。

●藤井寺市こども家庭センター（2階㉔番窓口） ☎939・1162

●大阪府子ども家庭センター（夜間休日虐待通告専用電話） ☎072・295・8737
月～金曜日夜間：17時45分～翌日9時 土、日曜日、祝日、年末年始：24時間

●羽曳野警察署 ☎952・1234

●子どもの虐待ホットライン ☎06・6646・0088
月～金曜日の11時～16時（年末年始・祝日・8月13～15日を除く）

親子のための相談LINE▲

リラックス方法

時間や心に余裕のない時はイライラを上手く逃がしましょう。
こんなクールダウンがあります。



その場から少し離れる　窓を開けて風にあたる　深呼吸をする　手や顔を洗う　鏡を見る